

繰上返還申込書 提出要領

1. 繰上返還について

奨学金の全額または一部を繰り上げて返還することができます。一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりです。

なお、第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰り上げにあたる期間の利子はかかりません。ただし、据置期間の利子はかかります。

月賦・半年賦併用返還の方が一部繰上返還をする場合は、月賦返還部分のみ一部繰上返還となり、半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。

2. 手続方法

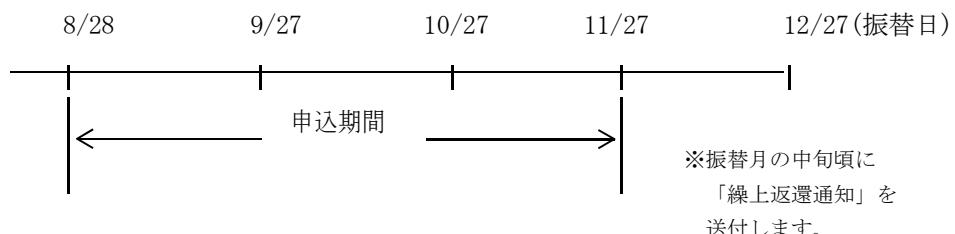
繰上返還を希望する月の振替日の1か月前までに、「繰上返還申込書」に希望の繰上回数、または上限金額をご記入の上、下記「3. 送付先」宛に郵送してください。

繰上返還月の中旬頃に「繰上返還通知」を送付いたします。

(申込期間について)

繰上返還申込書の受付期間は、繰上返還希望月の4か月前の振替日翌日から繰上返還希望月の1か月前の振替日までです。

〔例〕 12月に繰上返還を希望する場合



3. 送付先

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課

繰上返還はスカラネット・パーソナルからも申込みができます。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

※ 「スカラネット・パーソナル」では、繰上返還申込みのほか、ご自身の奨学金に関する情報（返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（残元金）等）の閲覧や、転居・改姓・勤務先変更等の各種手続が可能です。